

15 自動車取得税

(1) 新車に関する調

(単位:台,千円)

区 分		新規登録・ 新規検査又は 届出台数 ①	非課税・課 税免除及び 免税点以下 台数 ②	②のうち身 障等にかか る減免台数	課 税 台 数 (①-②) ③	取 得 価 額 ④	低燃費車特 例にかかる 控除額 ⑤	課税標準額 (④-⑤) ⑥	税 額
自 動 車	乗 用 車	普 通 車	26,024	11,743	223	14,281	40,223,253	40,223,253	1,381,472
	小 型 車	36,871	14,806	704	22,065	33,564,481	33,564,481	1,048,970	
	小 計	62,895	26,549	927	36,346	73,787,734	73,787,734	2,430,442	
	ト ラ ク ク	けん引車・被けん 引車・貨客兼用車 を除いたもの	5,077	449	2	4,628	26,282,659	26,282,659	708,873
		けん引車	153	36	-	117	1,712,015	1,712,015	31,523
		被けん引車	147	39	-	108	562,904	562,904	17,378
		貨客兼用車	5,575	321	-	5,254	9,801,171	9,801,171	418,345
		小 計	10,952	845	2	10,107	38,358,749	38,358,749	1,176,119
		バ ス	233	43	-	190	2,414,830	2,414,830	47,645
	特 種 用 途 車	1,936	675	202	1,261	8,171,668	8,171,668	218,052	
	合 計	76,016	28,112	1,131	47,904	122,732,981	122,732,981	3,872,258	
	軽 自 動 車	四 輪 乗 用 車	32,455	13,867	193	18,588	21,196,753	21,196,753	351,308
		四 輪 ト ラ ッ ク	10,027	435	61	9,592	8,547,419	8,547,419	250,090
三 輪 車		-	-	-	-	-	-	-	
合 計		42,482	14,302	254	28,180	29,744,172	29,744,172	601,398	
総 計	118,498	42,414	1,385	76,084	152,477,153	152,477,153	4,473,656		

(注)

- この調は、当年度において課税したものについて作成した。
- 「新規登録・新規検査又は届出台数①」は、道路運送車両法第7条、第59条及び第97条の3の規定により、運輸支局に新規登録・新規検査又は届出があった台数を記載した。
- 「非課税・課税免除及び免税点以下台数②」は、「新規登録・新規検査又は届出台数①」のうち、法第699条の4及び法附則第32条第1項並びに第6項の規定の適用を受けた自動車、条例で課税免除又は減免をした自動車の台数を記載した。
- 「課税台数③」は、「新規登録・新規検査又は届出台数①」のうち自動車取得税を課税された台数を記載した。
- 普通車及び小型車の区分は、道路運送車両法施行規則別表第1に指定する区分によった。(2)、(3)及び(4)表において同じ。)
- 「特種用途車」とは、緊急自動車、道路維持作業用自動車(ダンプ型、普通荷台型を除く。)、放送宣伝用自動車、霊きゅう車、タンク自動車、ふん尿自動車等いわゆる8ナンバーの自動車をいう。(2)、(3)及び(4)表において同じ。)